

韓国知的財産ニュース 2025年12月後期

(No. 546)

発行年月日：2026年2月12日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、12月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律一部改正法律案（議案番号：2215295）
- 1-2 【立法予告】「知識財産処及びその所属機関の職制施行規則」一部改正令案（知識財産処公告第2025-50号）
- 1-3 【告示】弁理士資格取得のための実務習練に関する規定（知識財産処告示第2025-9号）
- 1-4 【立法予告】特許法施行規則の一部改正令案立法予告（知識財産処公告第2025-53号）
- 1-5 【立法予告】実用新案法施行規則の一部改正令案立法予告（知識財産処公告第2025-54号）

関係機関の動き

- 2-1 「超高速審査による特許第1号」申請から19日後に誕生
- 2-2 韓国知識財産処、優秀な特許相談員の功労を表彰
- 2-3 国民のアイデア・知識が頼もしい資産となる国
- 2-4 2025年知的財産における判例の研究論文公募展、革新的なアイデアが輝く
- 2-5 韓国知識財産処・KAIST・特許法院、知的財産における国際競争力の強化に向けたMOU締結

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 知的財産権で武装したK-ファッショント、今こそ世界へ！
- 3-2 韓国の文化遺産を活用した創作物の保護、対面で解決策を模索
- 3-3 K-技術・コンテンツ分野の知的財産保護がより強力に

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 AI 時代におけるビジネス戦略、出発点は商標ビッグデータ
- 4-2 デザイン・ブランドで活力を加えた北水原市場での現場コミュニケーション
- 4-3 韓国知識財産処、AI を基盤にした審査支援システムの高度化を推進
- 4-4 韓流観光時代、観光商標の迅速な権利化を支援！

その他一般

- 5-1 量子コンピューティング実装技術の急成長、本格化する産業応用の兆し

法律、制度関連

1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律一部改正法律案（議案番号：2215295）

議案情報システム（2025.12.16.）

議案番号：2215295

提案日：2025年12月16日

提案者：ヨン・ヘイン議員、他15人

提案理由

国家コア技術に対する規制は、最初に国家コア技術を保有する企業として指定された企業等がその技術を海外に流出させることを制限し、不正な方法や不正な目的による流出行為を処罰し、国家のコア技術の海外流出を防止するため、許可及び申告制の形で導入された。国家のコア技術は、政府の承認の下、輸出が可能であり、公開を前提とした特許出願もでき、非公開が原則の「営業秘密」とは異なる範疇である。類似している規制を導入した主要な海外国家も国家コア技術と営業秘密の保護体制は異なっている。

しかし、2019年に改正された現行法第9条の4（国家コア技術の情報非公開）は、国家のコア技術を「公共機関の情報公開に関する法律」に基づいて、情報公開対象の情報から事实上排除することで、国家コア技術の流出を規制する法から国民への情報公開を規制する法へと変質している。非公開の範囲も「国家コア技術に関する情報」として境界が曖昧で、公開された特許権や著作権の対象情報等、すでに保護価値のない情報が含まれている。特に国民の安全と健康に大きな影響を与える環境・安全・保健情報へのアクセス権を大きく制限し、産業現場の安全を強化しようとする政府の努力とも背反する。この条項が国民の

知る権利を侵害している程度が深刻で、国連等の国際機関でも2019年に改正された産業技術保護法に基づく有害物質の知る権利の侵害について、韓国政府に対策を促している。

これにより、国民の知る権利の侵害を最小限に抑え、産業現場で働く人々の環境・安全・保健に関する情報へのアクセス権の保障という観点から、非公開の対象となる国家コア技術の範囲を制限しようするものである。

現行法第14条（産業技術の流出及び侵害行為の禁止）は、不正な方法・目的による技術流出行為を処罰する条項でしたが、2019年に適法に提供された情報についても、取得目的と異なって使用又は公開した場合、処罰されるよう、拡大された。また、産業技術の流出及び侵害行為の規制の必要性が高まるにつれ、この条項による処罰水準は継続的に高まっている。これにより、この条項が環境・安全・保健に関する公益通報を妨げる効果をもたらす副作用があるという指摘が提起されている。

これにより、第14条が産業技術情報の公益的な活用を萎縮させる副作用なく、不正な流出及び侵害行為のみを規制できるよう、処罰範囲を限定することを目的とする。

現行法第34条（秘密保持義務）第10号は、国家コア技術又は産業技術に関する業務を行う者の秘密保持義務を規定している条項である。しかし、2019年の改正により、情報公開及び訴訟業務を行う者が秘密保持義務の対象者に含まれることで、必要な程度を超える過度な規制効果が生じている。

情報公開制度は、該当する情報を国民へ公開することを前提に運用されるため、「漏洩」が成立せず、訴訟業務の当事者と代理人の秘密保持義務違反を処罰する場合、公的な目的の情報の使用まで処罰対象となり得る副作用があり、第10号を削除するものとする。

主要内容

- イ. 非公開対象となる国家コア技術の範囲は「設計、製造、素子等、技術情報として公開される場合、技術の不正な流出が懸念される情報」として制限する（案第9条の4第1項改正）。
- ロ. 産業技術の流出及び侵害行為禁止の適用範囲を「産業技術に関する訴訟等大統領令で定める適切な経路」で「産業技術の流出及び侵害に関する訴訟」に限定する（案第14条第12号改正）。
- ハ. 第34条第10号を削除する（案第34条第10号削除）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第9条の4第1項本文中の「国家コア技術に関する情報」を「設計、製造、素子等、国家コ

ア技術の技術情報として公開される場合、技術の不正な流出が懸念される情報」とする。
第14条第12号中「産業技術に関する訴訟等大統領令で定める適法な経路を」を「産業技術の流出及び侵害に関する訴訟を」とする。

第34条第10号を削除する。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行される。

1－2 【立法予告】「知識財産処及びその所属機関の職制施行規則」一部改正令案（知識財産処公告第 2025－50 号）

電子官報（2025. 12. 16.）

知識財産処公告第 2025-50 号

「知識財産処とその所属機関の職制施行規則」一部改正令案立法予告をするにあたり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聴取するために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 12 月 16 日

知識財産処長

「知識財産処とその所属機関の職制施行規則」一部改正令案立法予告

1. 改正理由及び主要内容

知識財産処に特許審査のために必要な人員 10 名（6 級 10 名）及びデジタル広報のために必要な人員をそれぞれ 1 名（6 級 1 名）増員し、商標審査を強化するために一時的に増員した 7 名（6 級 7 名）の存続期限を 2026 年 2 月 28 日から 2028 年 2 月 29 日までに 2 年延長し、特許審査業務を遂行するために増員した評価対象定員 14 名（4 級又は 5 級 4 名、6 級 10 名）及び商標・デザイン審査業務を遂行するために増員した評価対象定員 9 名（6 級 9 名）をこれまでの評価結果に基づいて評価対象から除外し、特許審査業務を遂行するために増員した評価対象定員 24 名（4 級又は 5 級 6 名、6 級 18 名）及び商標・デザイン審査業務を遂行するために増員した評価対象定員 8 名（4 級又は 5 級 6 名、6 級 7 名）の評価期間をこれまでの評価結果に基づき、2025 年 12 月 31 日から 2026 年 12 月 31 日までにそれぞれ 1 年延長し、増員される特許審査人員 10 名（6 級 10 名）を新たな評価対象定員として規定する内容で「知識財産処とその所属機関の職制」が改正（大統領令第 00000 号、2025 年 12 月 00 日公布・施行）されることに伴い、変更され

る事項を反映する一方で、効率的な組織及び人員運営のため、知識財産処の下部組織及び分掌事務の一部を調整しようとする。

2. 意見提出

この改正案について意見のある機関・団体又は個人は 2025 年 12 月 19 日までに国民参加立法センター (<https://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を知識財産処長（宛先：革新行政担当官）に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見(反対の場合理由を明記)
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その機関・団体名及び代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※送り先

- 一般郵便：(〒35208) 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 知識財産処 革新行政担当官室
- 電子郵便：khh9012@korea.kr
- FAX：042-472-3504

3. その他事項

改正案に関する詳細については、知識財産処ホームページ (<https://www.moip.go.kr>) 「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」をご覧いただくな、知識財産処、革新行政担当官室（電話：042-481-5054）にお問い合わせください。

1-3 【告示】弁理士資格取得のための実務習練に関する規定（知識財産処告示第 2025-9 号）

電子官報（2025.12.18.）

知識財産処告示第 2025-9 号

「弁理士資格取得のための実務修習規定」の一部を改正し、「弁理士法施行令」第 2 条第 8 項、同法施行規則第 2 条第 5 項及び第 3 条第 4 項に基づいて次のとおりに告示します。

2025 年 12 月 18 日

知識財産処長

弁理士資格取得のための実務修習規定

弁理士資格取得のための実務修習規定の一部を次のように改正する。

第2条第6号中の「第5項」を「第6項」とし、同条に第9号を次のように新設する。

9. 「e ラーニング」とは、電子的手段、情報通信、電波、放送、人工知能、仮想現実及び拡張現実に関する技術を活用して行われる学習を指す。

第4条第2項第1号中の「時間」を「時間、e ラーニング科目、実習課題」とする。

第5条中の「集合教育機関」を「集合教育機関の長」とする。

第6条第1項中の「教育は」を「集合教育機関の長は」とし、「実施し」を「教育を実施でき」とし、同条第4項を削除し、同条第2項及び第3項をそれぞれ第4項及び第5項とし、同条第2項及び第3項をそれぞれ次のように新設し、同条第4項（従前の第2項）中の「教育日程」を「集合教育機関の長」とし、「区分・配置して」を「教育日程を区分・配置して」とする。

② 集合教育機関の長は、集合教育の科目別教育時間を定めるにあたり、規則第2条第1項別表及び次の号を全て考慮しなければならない。

1. 「素養教育」は弁理士の職業倫理及び弁理士法の制度に関する内容を4時間以上含めなければならない。

2. 「産業財産権法実務」は、国内法及び外国法の制度に関する内容を20時間以上含めなければならない。

3. 「産業財産権出願実務」は、特許・商標・デザインの明細書、意見書、補正書の作成練習等先行技術調査に関する内容を60時間以上含めなければならない。

4. 「審判・訴訟実務」は、特許・商標・デザインの審判・審決訴訟の実習に関する内容を40時間以上含めなければならない。

③ 集合教育機関の長は、第2項各号で定める内容については、対面教育の方法で実施しなければならない。ただし、天災や感染症の発生等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第6条の2を次のように新設する。

第6条の2（実習課題の提出等） ① 集合教育機関の長は、第6条第2項第3号及び第4号で定める科目について集合教育の対象者に実習課題を付与することができる。

② 集合教育機関の長は、集合教育の対象者が虚偽又はその他の不正な方法で実習課題を遂行、或いは提出された実習課題が著しく不十分であると認められる場合、該当する集合教育の対象者に実習課題の補完を求めることができる。

③ 第2項に基づき、実習課題の補完を求められた集合教育の対象者は、求められた日から7日以内に実習課題を補完して再提出しなければならない。

第8条第1項各号以外の部分中「集合教育機関」を「集合教育機関の長」とする。

第16条 タイトル以外の部分を第1項とし、同条第1項（従前のタイトル以外の部分）中の「指定された日に、指定された場所で本人が直接、出席簿等に署名することにより」を「集合教育機関の長が定める方法で」とし、同条第2項を次のように新設する。

② 集合教育機関の長は、第1項の登録方法について、集合教育の登録7日前までに次の各号の事項を含めて教育対象者に通告しなければならない。

1. 登録期間
2. 登録場所
3. 登録手続き

第19条第1項は次のようにする。

① 集合教育機関の長は、集合教育の対象者が欠席した場合、その欠席した時間分を集合教育の履修実績として認めないこともできる。

第19条第2項各号以外の部分中の「集合教育」を「集合教育機関の長は集合教育」とし、「集合教育科目を受講中に次」を「次」とし、「1に」を「ひとつに」とし、「科目の教育履修実績全体」を

「科目別に履修実績の一部又は全部」とし、同項各号以外の部分に次のとおり但し書きを新設する。

ただし、第3号又は第4号の事由が発生した場合には、該当する集合教育科目の履修実績の全てを認めてはならない。

第19条第2項第4号を次のようにし、同項第5号を次のように新設し、同条第3項中「第1項及び第2項の事由により、令第2条第6項に基づき集合教育」を「集合教育機関の長は、第1項又は第2項に基づく集合教育」とし、「事実を認めない、又はその一部のみを認める決定は、集合教育機関

の長が行い、必要な場合」を「実績の不認定事由等を審議するために」とし、同条第4項の前段中「により集合教育の実績が認められなかった又は一部のみ認められた」を「により集合教育の実績の一部又は全てを認められなかった」とし、同項の後段を削除し、同条第5項を第6項とし、同条第5項を次のように新設し、同条第6項（従前の第5項）中「第1項の事由により集合教育を認められなかった」を「第1項又は第2項に基づき、集合教育の実績の一部又は全部が認められなかった」とする。

4. 虚偽やその他の不正な方法で集合教育科目を履修しようとした場合、又は履修した場合

5. 遅刻、無断離脱、授業妨害等の行為が繰り返され、教育を誠実に修了したとみなせない場合

⑤ 集合教育機関の長は、第4項に基づく審議要請があった日から7日以内に審議委員会を開催しなければならず、その審議結果を遅滞なく該当する対象者に通告しなければならない。

第22条のタイトル「(公暇及び補充)」を「(欠講及び補充)」にし、同条第1項本文中の「公暇申請書」を「欠講申請書」に、「提出し、集合教育機関の長はこれを審議し、別表1に基づく認定日数内で出席したものとして認める」を「提出し、承認を受けなければならない」とし、同項の但し書きを削除し、同条の第2項から第4項までをそれぞれ次のようにし、同

条第5項及び第6項をそれぞれ次のように新設する。

② 集合教育機関の長は、第1項に基づき、欠講を承認された集合教育の対象者に対して課題又は報告書の提出等の方法で、欠講した講義に相当する教育内容を補充しなければならない。

③ 集合教育機関の長は、集合教育の対象者が第2項に基づき提出した課題又は報告書が虚偽である、又はその他の不正な方法で遂行された、又はその内容が著しく不十分であると認められる場合には、該当する集合教育の対象者に補完を求めることができる。

④ 第3項に基づき課題又は報告書の補完を求められた集合教育の対象者は、要求された日から7日以内に、該当する課題又は報告書を補完し、再度提出しなければならない。

⑤ 集合教育機関の長は、第4項に基づき、再度提出された課題又は報告書が虚偽又はその他の不正な方法で遂行された場合、又はその内容が著しく不十分であると認められる場合、第19条第3項に基づく審議委員会の議決により、該当する欠講時間を出席したものとして認めることができる。

⑥ 集合教育機関の長は、第2項に基づき、欠講した講義の教育内容を補充した教育生に対して、その欠講時間を出席したものとして認めることができる。ただし、この場合、出席したと認められる時間は、最大25時間を超えることはできない。

第23条第1項中の「第5項」を「第6項」とする。

第24条第1項中の「第5項」を「第6項」とし、同項に次のような但し書きを新設する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、現場研修の指導員になることはできない。

第24条第1項に各号を次のように新設し、同条第2項各号以外の部分中「第5項」を「第6項」とし、同項第2号中「者」を「者として、第1項第2号又は第3号に該当しない者」とする。

1. 休業又は廃業状態の場合
2. 弁理士法に基づき、業務停止の懲戒処分を受けた弁理士で、その業務停止期間が経過していない場合
3. 弁理士法に基づき、登録取消の懲戒処分を受けた弁理士で、登録取消後2年が経過していない場合

第25条第1項各号以外の部分中「第6項」を「第7項」とする。

第27条第2項中「結果表に基づく」を「結果表及び第5号の2の書式で定める現場研修対象者の出席管理簿に基づく」とする。

第33条第1項に第6号を次のように新設する。

6. 現場研修機関が虚偽又はその他の不正な方法で現場研修を運営、又は虚偽の現場研修の履修実績を認めた場合

第34条第1項中の「提出する」を「提出しなければならない」とし、同条第2項第2号中の

「第5項」を「第6項」とし、同条第3項中の「通告」を「是正を要求」とし、同条第4項を次のように新設する。

④ 第3項に基づき、是正要求を受けた対象者は、特別な事由がない場合、是正要求事項を補完して提出しなければならない。

第38条第2項の前段中「第2項」を「第5項」とする。

第40条第1項各号以外の部分中「1に」を「いずれかに」とし、同項各号以外の部分及び同条第2項中の「第6項」をそれぞれ「第7項」とする。

第42条第1項中の「第4項」を「第5項」に、「第1項の」を「第1項に基づく」とし、同条第2項中の「総現場研修期間及び」を「各機関での研修期間が重複しない範囲内でその期間を合算してそれぞれ」とする。

第45条を次のように新設する。

第45条（規制の再検討）知識財産処長は、「行政規制基本法」第8条に基づき、次の各号の事項について、2026年1月1日を基準に3年ごと（3年になる年の1月1日の前までを指す）に、その妥当性について検討し、改善等の措置を講じなければならない。

1. 第19条第2項第1・2号に基づく集合教育の不認定事由
2. 第22条に基づく欠講及び補充における出席認定時間
3. 第34条に基づく現場研修の申請

別表1のタイトル中の「公暇認定事由（第22条関連）」を「欠講認定事由（第22条関連）」とする。

別表1の記号（◇）記号（-）から記号（-）まで以外の部分のうち「公暇」を「欠講」とし、同記号（◇）を次のようにする。

◇ その他該当日の欠講認定事由

- 疾病（整形及び美容のための施術は除く）又は事故で入院した期間が4日未満の場合
- 感染症にかかり、他の教育生又は教職員への感染が懸念される、又は隔離治療が必要であると認められる場合（ただし、診断書を提出する場合に限る）
- 「兵役法」その他の法令に基づく兵役判定検査、召集、召集点検等に応じる場合、動員又は訓練に参加する場合
- 業務に関して国会、裁判所、検察その他の国家機関に召喚された場合
- 法律の規定により投票に参加した場合
- 天災又はそれに準じる事由で出席が不可能な場合
- 公務員任用試験、医師・薬剤師等の保健医療人国家試験又は国家専門資格試験を受験する場合

別紙第2号の書式及び別紙第4号の2の書式は、それぞれ別紙のとおりとする。

別紙第5号の2の書式を別紙のとおり新設する。

附 則

第1条（施行日）この告示は、2026年1月1日から施行する。

第2条（集合教育に関する適用例）2026年1月1日から最初に公告される集合教育から適用する。

第3条（経過措置）この告示施行時に、従前の告示に基づいて現場研修が進行中の場合は、従前の規定に従う。

1-4 【立法予告】特許法施行規則の一部改正令案立法予告（知識財産処公告第 2025-53 号）

電子官報（2025. 12. 22.）

知識財産処公告第 2025-53 号

特許法施行規則の一部改正令案の立法予告をするに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 12 月 22 日

知識財産処長

特許法施行規則一部改正令案立法予告

1. 改正理由及び主要内容

遅い審査に対する制度的な不備を改善し、出願人にやさしい特許制度を確立するため、審査猶予申請の取下げ及び猶予希望時点の変更がいつでもできるように制度を整備し、書類の訪問受領場所の表記を一元化し、出願人の混乱を防止し、国家 R&D 課題の固有番号収集システムを改善して、関連する統計の正確性を高める一方、国家知識財産処 (MOIP) への格上げに合わせて登録証の書式を整備し、審判請求書の書式を改善し、審決の品質を向上させるなど現行制度の運営上の不備を総合的に改善・補完する目的である。

2. 意見提出

特許法施行規則の一部改正令案について意見のある団体又は個人は 2026 年 2 月 2 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にて法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否及びその理由)

ロ. 氏名（法人・団体の場合はその名称及び代表者氏名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

○知識財産処特許制度課：（〒35208）大田広城市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1105 号

電話：(042)481-5400、Fax：(042)472-4743

電子メール：danalee0118@korea.kr

3. その他事項

改正案に関する詳細については、知識財産処ホームページ(www.kipo.go.kr)「立法予告」をご覧いただけます。知識財産処特許制度課（電話 042-481-5400）にお問い合わせください。

1-5 【立法予告】実用新案法施行規則の一部改正令案立法予告（知識財産処公告第 2025-54 号）

電子官報（2025.12.22.）

知識財産処公告第 2025-54 号

実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告をするに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 12 月 22 日

知識財産処長

実用新案法施行規則一部改正令案立法予告

4. 改正理由及び主要内容

遅い審査に対する制度的な不備を改善し、出願人にやさしい特許制度を確立するため、審査猶予申請の取下げ及び猶予希望時点の変更がいつでもできるように制度を整備し、国家 R&D 課題の固有番号収集システムを改善して、関連する統計の正確性を高める一方、国家知識財産処 (MOIP) への格上げに合わせて登録証の書式を整備するなど現行制度の運営上の不備を総合的に改善・補完する目的である。

5. 意見提出

実用新案法施行規則の一部改正令案について意見のある団体又は個人は 2026 年 2 月 2 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にて法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見（賛否及びその理由）

ロ. 氏名（法人・団体の場合はその名称及び代表者氏名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

○知識財産処特許制度課：（〒35208）大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1105 号

電話：(042) 481-5400、Fax：(042) 472-4743

電子メール：danalee0118@korea.kr

6. その他事項

改正案に関する詳細については、知識財産処ホームページ（www.kipo.go.kr）「立法予告」をご覧いただかずか、知識財産処特許制度課（電話 042-481-5400）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 「超高速審査による特許第1号」申請から19日後に誕生

韓国知識財産処（2025.12.16.）

- LG エナジーソリューション「先端技術第1号」、（株）ヘチョンケミカル「輸出促進第1号」登録 -
- 韓国知識財産処、「超高速審査による特許第1号」の特許証を授与と利用企業に向けた懇談会を開催 -

LG エナジーソリューションの「電極組立体の製造装置および電極組立体の製造方法」特許が超高速審査の申請（2025年10月23日）から19日後、「先端技術に対応した超高速審査による特許第1号」として登録（2025年11月11日）された。（株）ヘチョンケミカルの「バイオマスを含む環境に優しい融雪剤」特許も超高速審査の申請（2025年11月11日）から21日後、「輸出促進に対応した超高速審査による特許第1号」として登録（2025年12月2日）された。

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）は12月16日火曜日の15時、ソウル駅の会議室（ソウル龍山区）において、超高速審査*の施行（2025年10月15日）後初の特許第1号に対する特許（登録）証の授与式とともに、超高速審査の利用企業を対象にした懇談会を開催すると明示した。

*超高速審査：輸出企業が海外進出戦略を適時に策定できるよう審査期間を大幅に短縮（全体平均：16.1ヶ月（2024年）、超高速審査：1ヶ月）し、早期に韓国国内における知

的財産権の確保を支援する制度

今回の行事は、これまで超高速審査を利用していた企業を招き、超高速審査制度の進捗状況を共に検討する。また、超高速審査を含む特許制度の多岐にわたる輸出現場の問題や改善提案を聞き取り、今後の制度改正に積極的な働きかけを行うため企画された。

知識財産処は、超高速審査の申請から 19 日後に特許査定を受けた LG エナジーソリューション（先端技術第 1 号）と、申請 21 日後に特許査定を受けた（株）ヘチョンケミカル（輸出促進第 1 号）に対し、知識財産処長が直接署名した特許証を授与し、超高速審査を利用した企業と制度の利用経験を共有する予定だ。

超高速審査は、海外企業との特許紛争に直面した韓国の輸出企業が迅速に特許権を確保できるよう支援するため、知識財産処の発足に合わせて 2025 年 10 月から施行している制度である。

超高速審査は現在 128 件が申請され（2025 年 10 月 10 日時点）、5 件が特許査定を受けており、超高速審査の特許申請から特許査定まで平均 25.1 日を要している（登録件を基準とする）。

2026 年は輸出促進部門と先端技術部門において各 500 件に制限されている超高速審査を各 2,000 件に拡大し、申請企業あたり 3 件に制限されている輸出促進部門の件数制限も廃止する計画である。

キム・ヨンソン韓国知識財産処長は「韓国国内における特許権の早期確保は保護貿易の障壁を下げ、海外市場に進出するための足掛かりをつくる第一歩」とし、「知識財産処は今後とも超高速審査制度のように審査期間は短縮し、審査品質は向上させることで、韓国企業の輸出拡大を積極的に支援していく」と述べた。

2-2 韓国知識財産処、優秀な特許相談員の功労を表彰

韓国知識財産処（2025.12.16.）

- 特許顧客相談センターの累計相談件数が 1,400 万件を突破 -
- 産業財産権にかかる相談の実績が優れた相談員 3 名を選抜し表彰・激励 -

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）は 12 月 16 日火曜日の 10 時、特許顧客相談センター（大田市西区）において、優秀な特許相談員に対して知識財産処長が特許相談における

る功労を表彰すると発表した。今回の表彰式は、特許顧客相談センターの累計相談件数が1,400万件を突破したことと公共サービスに対するサービス品質評価*の結果、優秀なコールセンターに選定（5月27日）されたことなど、本年一年に渡り功を積んだ相談員を称え激励するために企画された。

* 韓国産業サービス品質指数 (KSQI, Korean Service Quality Index) : 韓国能率協会コンサルティングが主管する製造業、金融、公共サービスなどのサービス品質に対する顧客満足度

今回の表彰対象者*は、特許顧客相談センターの相談員のうち、相談実績、専門性及びVOC（顧客の声）実績などを総合的に評価して選定された。対象者は産業財産権の出願から審査、登録までという専門性の高い高品質な相談サービスを提供し、相談サービスの品質を持続的に管理することで顧客満足度の向上に貢献した功績が認められた。

* ペク・スンヨン代理、キム・ジヘ社員、クァク・チョロン社員など3名

知識財産処は、特許、商標、意匠などの産業財産権に関する問い合わせがある場合、特許顧客相談センターへの電話相談（代表電話（1544-8080））だけでなく、チャット相談、チャットボット相談*などを通して様々な高品質サービスを提供している。2025年11月時点で累計相談件数は約1,432万件で、産業財産にかかる行政全体に対して合わせ型サービスを提供し、韓国の産業発展に大きく貢献している。

* チャット相談 (<https://chat.patent.go.kr>)、チャットボット相談 (<https://chatbot.ips.go.kr>)

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は相談員に対して「ひとえに皆様のご尽力であり、皆様は特許顧客の成長を支える陰の立役者だ」と強調し、「知識財産処は今後とも特許顧客相談センターを通して国民と持続的にコミュニケーションを図り、行政サービスの改善及び積極的な行政を実現できるよう努める」と述べた。

2-3 国民のアイデア・知識が頼もしい資産となる国

韓国知識財産処 (2025.12.17.)

- 韓国知識財産処、2026年度業務報告を実施 -

- ▲ 国民全体を対象にしたアイデア発掘システム「みんなのアイデア公募プロジェクト」を推進
- ▲ 知識財産取引所の改編、知的財産の収益化を専門とする企業 20 社の育成など知的財産の取引を活性化
- ▲ 海外への技術流出及び K-フード、ビューティ等の K-ブランド模倣品に対する全方位対応
- ▲ 「AI 特許戦略マップ」構築、審査待ち期間の画期的な短縮…AI にかかるコア技術の確保を支援
- ▲ 世界遺産・郷土文化遺産と知的財産を結合、地域の新たな成長エンジンを創出

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）は 12 月 17 日水曜日、政府世宗コンベンションセンターで知識財産処に昇格した後初の大統領に対する業務報告を行った。キム・ヨンソン処長は最近の経済成長議論の中心には「知的財産」があると述べ、「国民のアイデア・知識が頼もしい資産となる国」を作るための 4 つの戦略と詳細課題を報告した。

[1. アイデア・知識がお金になる社会を作ります。]

第一に、国民の日常的なアイデアと政府の積極的な支援を結びつき、経済的な価値を向上させる新たな成長モデルを構築する。

まず、「みんなのアイデアプロジェクト」を通して企業・社会・公共が当面している課題の解決策を導出し、日常のアイデアが市場性を有した知的財産へと発展し、国策や研究開発にまで繋がるよう多角的に支援する。

また、知識財産取引所の取引専門官を拡充（2025 年 17 名→2030 年 100 名）し、取引・事業化ファンドを造成（2026 年 200 億ウォン）するなど、知的財産・技術取引における体制を改編し、事業化との連携を深める。韓国の知的財産を活用して海外市場から外貨を稼ぐ「知的財産の収益化を専門とする企業」20 社も育成（～2030 年）する。

[2. 韓国の企業と技術を守る盾となります。]

第二に、海外への技術流出と中小企業の技術奪取及び国内外における知的財産の紛争にかかる支援を強化し、韓国の技術を守る公正な市場構造を確立する。

特許公報から国家先端戦略技術の流出リスクを早期に検知し、技術警察に「先端技術にか

かる海外流出特別捜査チーム」を新設するなど、知識財産処の専門性に基づく技術安保の強化に一層拍車をかける一方、韓国型証拠開示制度の導入にも重点を置く。

また、新設された紛争対応を担当する部署（知識財産紛争対応局）を中心に、国内外の知的財産権にかかる紛争など知的財産における多様化する権利侵害を抑制する対応策を策定する。

まず、K-ブランドとも呼ばれる韓国の輸出企業を保護するため、食品、美容、ファッショングなど商標侵害が頻発する業種向けに紛争リスクを事前診断する「IP 紛争ドクター」を新規運営（約 1,000 社）し、AI 基盤の「商標先取り警報システム」も構築する。

絶えない海外の不実施主体（NPE; Non-Practicing Entity）の攻撃に対しても、特許の取引情報でリスク動向を事前に探知し、関連企業の迅速な対応を支援する。

さらに、知的財産紛争に対する申告や相談などを統合管理する「知識財産紛争リスク対応センター」を設置し、国民が容易に紛争を解決できるよう関連機能を「知識財産法律救済センター」へ一元化*し、ワンストップ支援体制を構築する。

* 公益弁理士センター、産業財産権紛争調停委員会、営業秘密保護センターの法律支援業務を統合

[3. AI 大転換、知的財産が先導します。]

第三に、知的財産のビッグデータを活用して人工知能（AI）におけるコア技術の確保を促し、確保した技術は AI を基盤とした審査を通して迅速な権利取得を奨励し、AI の国際競争力を高める。

AI のコア特許を分析することで「AI 特許戦略マップ」を構築し、AI インフラ・AI 応用分野の懸案に対する産業戦略を提示するなど、効率的な AI 技術の開発を支援する。

また、審査業務の高度化及び AI を基盤とした知的財産にかかる行政システムの構築など、全方位的に取り組むことで審査待ち期間を 2029 年までに（特許）10 ヶ月台、（商標）6 ヶ月台に短縮し、AI・先端バイオなどの先端技術分野にまで超高速審査を拡大する。こうした取り組みを通して、激変する技術・社会変化に合わせて迅速な権利取得ができるよう支援する。

* 特許（2025 年 11 月）16.2 ヶ月 → （2029 年）10 ヶ月台 / 商標（2025 年 11 月）12.7 ヶ月 → （2029 年）6 ヶ月台

[4. 知的財産で地域の未来を開きます。]

最後に、地方再生を支えるため、知的財産において地方の特性に合わせた支援体系を構築し、成長戦略を提供する。

土地柄のある郷土文化遺産を活かした商品を知的財産と結びつけて事業化し、伝統市場・特産品などから「地域を代表する K-ブランド」を発掘し、名品ブランド化することで、地方が新たな成長エンジンを創出できるよう支援する。

そのため、5 極 3 特の区域別に知的財産の取引・事業化・金融全般を統括する総合支援センター（仮称：知識財産革新スクエア）を構築し、地方政府が「中央の縮小版」として自律的な知的財産の成長エコシステムを整えられるよう支援する。

キム・ヨンソン韓国知識財産処長は「知識財産処は『知識』と『資産』が共存する機関であるだけ、韓国経済が国民のアイデアと知識を頼もしい資産として再び飛躍できるよう最善を尽くす」と述べた。

2-4 2025 年知的財産における判例の研究論文公募展、革新的なアイデアが輝く

韓国知識財産処 (2025. 12. 19.)

- 特許審判院、今年の優秀な判例研究にかかる論文 6 編を選定…知的財産における判例研究の基盤が強まる -

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）の特許審判院は、12 月 19 日金曜日の 14 時、特許審判院（大田市西区）内の国際会議室において、2025 年判例の研究論文公募展で選定された優秀な判例研究にかかる論文 6 編に対して表彰式を開催すると発表した。判例研究の論文公募展は、知的財産の判例と審決に対する創造的な分析と解釈を奨励し、研究基盤を拡大するため毎年実施されている。

今回の公募展では①特許無効審判における主張と権利範囲確認審判における主張が矛盾する場合、その矛盾が禁反言の法理に違反するか否か（韓国特許法院 2023. 11. 30. 判決 2023 ホ 11593）、②特許法施行令第 7 条第 1 項第 1 号で定める「薬効をあらわす活性部分」の意味（韓国大法院 2024. 7. 25. 判決 2021 フ 11070）、③リフォーム営業が商標権の侵害に該当するか否か及び損害賠償義務があるか否か（韓国特許法院 2024. 10. 28. 判決 2023 ナ 11283）及び④商標法第 34 条第 1 項第 11 号後段の「著名な商標の識別力を損なう恐れ

のある商標」に該当するか否か（韓国大法院 2023. 11. 16. 判決 2020 フ 11943）が指定課題として提示された。

2025 年 4 月 21 日から 9 月 22 日まで実施された今回の公募展に応募された件数は合計 16 件で、外部の専門家及び審議委員会の評価を経て最優秀賞 1 件、優秀賞 2 件、奨励賞 3 件が選定された。

最優秀賞はイ・チャンギュ（中央大学校）、優秀賞はコ・ウンア（特許法人アジュ）、キム・ジョン、カン・ソンヒョン（釜山大学校）、奨励賞はキム・グンヒョン、チョン・ソンフン（KDI 国際政策学院・慶北大学校）、チョン・テホ（京畿大学校）、キム・ソンヒ（知識財産処）氏が受賞した。最優秀賞の受賞者には産業通商部長官賞と賞金 200 万ウォン、優秀賞受賞者には知識財産処長賞と賞金 100 万ウォン、奨励賞受賞者には知識財産処長賞と賞金 50 万ウォンが副賞として授与された。

今回選定された受賞作品は「2025 判例研究優秀論文集」に収録され、発刊及び配布される予定であり、受賞者は特許審判院ウェブサイト (kipo.go.kr/ipt) の「名誉の殿堂」に掲載される。

ソ・ウルス特許審判院長は「今年の公募展では、近年の判例解釈において比重の大きい争点を多角的に分析した論文が応募され、実務的な活用性が大きく高まった」とし、「今後も特許審判院は知的財産権にかかる研究分野の中核機関として、探究と革新を主導する大役を果たしていく」と付け加えた。

2-5 韓国知識財産処・KAIST・特許法院、知的財産における国際競争力の強化に向けた MOU 締結

韓国知識財産処 (2025. 12. 19.)

- デジタル及び AI 転換時代における知的財産の創出、紛争対応及び解決分野で共同研究・セミナー・人材育成を通じた知的財産エコシステムの高度化を推進 -

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）、KAIST（イ・グアンヒョン総長）、韓国特許法院（ハン・ギュヒョン法院長）は 12 月 19 日金曜日の午前 10 時、政府大田庁舎（大田市西区）でデジタル及び AI 転換時代における大韓民国の知的財産競争力の強化に向けた三者間協力覚書（MOU）を締結する。

今回の協力覚書は知的財産の創出から紛争解決に至るまで、各機関が保有する政策・制

度・実務・研究能力を有機的に連携させる。詳しくは人的交流及び協業を推進することで、デジタル及びAI 転換時代への対応に向けた知的財産における国際競争力の向上を目的とする。

三機関は今回の MOU を機に、デジタル・AI 転換時代における知的財産に対応するための戦略的な協力体制を構築し、知的財産の創出・紛争解決・人材育成を包括する共同事業を推進する方針である。

そのため、共同学術イベントの開催、紛争解決における実務経験の共有、AI 基盤の知的財産課題に関する共同研究、人的交流及び教育プログラムの実施などを進めるとともに、MOU が実質的に履行されるよう各機関に担当部署を指定し、機関間の連携による協議体の構成も推進する予定である。

韓国知識財産処は技術と法を融合した教育を提供するため、KAIST 及び韓国特許法院とともに知的財産最高位課程 (AIP) を編成しており、技術における心理検査官を特許法院に派遣するなど、知的財産の紛争解決においても協力を促している。今回の MOU を通じて、従来の事業提携を見直し、知的財産の創出、紛争対応及び解決における協力体制をより拡大する予定だ。

キム・ヨンソン韓国知識財産処長は「知的財産を総括・調整する部署である韓国知識財産処と、韓国を代表する科学技術大学である KAIST、知的財産権の紛争解決を担当する韓国特許法院が包括的な協力の基盤を整えることで、デジタル及びAI 大転換時代に相応しい知的財産の創出と保護体制が一層強化されると期待する」と述べた。

イ・グアンヒョン KAIST 総長（国家知識財産委員会共同委員長）は「韓国特許庁が韓国知識財産処に昇格したことは、韓国の知的財産にかかる政策の重要な転換点」とし、「先端技術にかかる紛争が増加し続く AI 転換時代において、知的財産に関する審判と訴訟が今回の協力体制を踏まえてより迅速かつ正確に行われる基盤が整うことを期待する」と明らかにした。

ハン・ギュヒョン韓国特許法院長は「三機関が共同研究と交流・協力に取り組むことで、我々は知的財産の創出から保護・活用、そして紛争対応・解決に至る全ての過程を包括する総合的な協力体制が構築できる。これは韓国が世界的に信頼される知的財産の先進国として発展する上で重要な礎となるだろう」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 知的財産権で武装したK-ファッション、今こそ世界へ！

韓国知識財産処 (2025.12.18.)

- 韓国知識財産処長初の企業訪問、K-ファッショングルーディングカンパニー（株）

PIECE PEACE STUDIO -

- K-ファッショングルーディングカンパニー輸出活性化及び知的財産権の保護強化に向けた現場の声を聴取 -

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）は12月18日木曜日の14時、K-ファッショングルーディングカンパニーであるピースピーススタジオ（ソウル市中区）を訪問し、現場の声を集めるとともに、K-ファッショングルーディングカンパニー企業の輸出支援及び知的財産権にかかる保護方策に対して議論する。

（株）ピースピーススタジオはK-ファッショングルーディングカンパニーを代表するブランド「マルディ・メクルディ（Mardi Mercredi）」を中心に、韓国だけでなく日本や中国など世界中のMZ世代の間で爆発的な人気を得て、韓流の拡散に大きく貢献している。

また、ブランド保護のため100件以上の商標権を保有しており、知識財産処の「海外オンライン模倣品遮断」事業を活用し、中国や東南アジアなどで流通する海外の模倣品に対して積極的に対応・遮断*するなど、自社ブランドの保護に格別力を入れている。

* 海外オンライン模倣品遮断支援への申請件4,866件の中、4,588件(94.3%)遮断 (2024~2025.11)

知識財産処は2020年から中国や東南アジアなどを皮切りに、海外オンラインプラットフォームにおける模倣品の遮断を支援しており、2023年からは人工知能（AI）基盤の外観検査を導入し、世界中の115カ国、約1,600のオンラインプラットフォームへと範囲を拡大している。特に、昨年対応した約19万件の模倣品のうち、K-ファッショングルーディングカンパニーにかかる製品は約3万1,894件(16.6%)で、キャラクター・生活用品に次いで2番目に多かった。

* 1位：キャラクター・生活用品(100,624件、52.4%)、2位：衣類(31,894件、16.6%)、3位：化粧品(23,494件、12.2%)

キム・ヨンソン韓国知識財産処長は「K-ファッショングルーディングカンパニーは単なる流行を超え、韓国の価値を伝えるグローバル輸出商品」とし、「世界に進出するK-ファッショングルーディングカンパニー企業がグローバル市場で競争力を備えるのに実質的な助けとなるよう、様々な知的財産権にかかる政策を推進する」と述べた。

進していく」と表明した。

3-2 韓国の文化遺産を活用した創作物の保護、対面で解決策を模索

韓国知識財産処 (2025.12.22.)

- 韓国知識財産処、国立中央博物館ミュージアムショップに入店している企業と懇談会を実施 -

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）は12月22日月曜日10時、知識財産処ソウル事務所（ソウル江南区所在）にて、国立中央博物館ミュージアムショップに入店している企業と、韓国の文化遺産を活用した文化商品の知的財産権保護に関する方策および紛争事例をテーマに、懇談会を開催すると発表した。

* 国立中央博物館ミュージアムショップには、年間269社が入店、約3,000あまりの文化商品を販売

今年10月に新設されたデザイン紛争対応課は、文化商品の開発現場の声に耳を傾け、肌で感じられる政策を実現するため、今回の懇談会を開催する。懇談会には、国立博物館文化財団および国立中央博物館ミュージアムショップに入店している企業の知的財産権担当者など40人あまりが参加する。

近年、韓国の伝統文化への関心が高まる中、国立中央博物館の文化商品が人気を集めているが、低品質の類似商品が流通するなどの問題も同時に発生している。

懇談会では、積極行政の一環としてデザイン権などの知的財産制度や海外での権利化などの支援事業について紹介する。また、企業が文化商品を開発し、事業化する中で直面している困難や、海外ECサイトなどで類似商品が流通し、被害を受けた企業の事例などについても聴取する予定だ。

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は「文化遺産を再解釈して文化商品を作ることは、文化遺産の価値をさらに高めるものであり、その創作の努力は十分に保護されるべきである」とし、「企業との継続的な意見交換を行うことで、文化商品の知的財産権保護に関する方策を具体化していく計画だ」と明らかにした。

3-3 K-技術・コンテンツ分野の知的財産保護がより強力に

韓国知識財産処 (2025.12.30.)

- 国家知識財産委員会、「2024年知的財産保護政策執行年次報告書」を発刊 -
- 懲罰的損害賠償を5倍に引き上げ、著作権法の違反で検挙された人員は前年比174%増加など -

大統領所属国家知識財産委員会（共同委員長：国務総理、イ・グアンヒヨン民間委員長、以下「知財委」）は、2024年の一年間に政府が推進した知的財産保護政策及び執行成果をまとめた「2024年知的財産保護政策執行年次報告書」（以下「報告書」）を発刊した。

本報告書は、急変する技術環境と高度化する知的財産権の侵害に対応するため、政府が推進した予防措置の確立と事後段階の執行力強化における主な成果を詳細に収録した。

① 被害救済の実効性向上及び技術流出防止策の強化

まず、韓国政府は知的財産権の侵害に対する抑止力と対応力を根本的に高められる法的基盤を確固として整備した。

故意による特許権及び営業秘密の侵害、アイデア奪取行為に対する懲罰的損害賠償の上限を従来の3倍から5倍に引き上げ、被害救済の実効性を高めた。また、中小企業の技術奪取を根絶するため、技術資料の流用行為に対する差止請求権を新設し、「産業財産情報法」を制定することで国家安保にかかる技術流出の防止に向けた法的根拠を補強した。

② 著作権及び特許分野における違反取り締まり実績の増加

保護執行及び取り締まり分野においても明確な成果が表れた。

韓国警察庁の「著作権法」違反事件にかかる検挙人員は40,153名で前年比大幅に増加（174%増）し、これは大規模な著作権侵害サイトの運営者を検挙するなど、不寛容に基づいた政府の原則捜査が反映された結果と見られる。また、ネット上の複製侵害物に対し合計1,040,986件の是正勧告（削除・送信停止等）措置を講じた。

韓国知識財産処の技術デザイン特別司法警察は技術デザイン侵害分野で353名を刑事事件として立件し、商標特別司法警察は模倣品約17万点（正規品価格約134億ウォン）を押収する成果を収めた。

③ 予防措置及び意識向上に充実した取り組み

文化体育観光部と韓国著作権委員会は、学習対象に合わせた著作権遠隔・オンライン教育コンテンツ 20 種を開発・普及し、知識財産処は未来世代の知財意識向上のため、2024 年より「ヌルボム学校」と連携した発明教育を開始した。また、海外進出企業の保護のため、8 カ国 10 箇所の海外知的財産センター (IP-DESK) を運営し、12,632 件の相談と 568 件の法律サービスを支援した。

報告書は関係省庁、知的財産の関連機関などに配布し、韓国政府の知的財産保護政策及び施行の成果を共有する計画である。また、駐韓外国大使館、駐韓外国商工会議所、海外知的財産センター及び外国に所在する韓国文化院などにも英文版を配布し、韓国の強力な知的財産保護政策と政策を海外に知らせ、広報する資料として活用する予定である。

イ・グアンヒョン知財委民間委員長は「2024 年は模倣品の流通防止、技術・著作権侵害に対する対応力向上など、保護と執行において目に見える成果が現れた年」と評価し、「今後とも国民と企業が安心して創作と革新に没頭できる環境づくりに最善を尽くす」と述べた。

* 本報告書は国家知識財産委員会ホームページ (www.ipkorea.go.kr、知的財産政策-政策資料-保護執行報告書) からダウンロードできる。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 AI 時代におけるビジネス戦略、出発点は商標ビッグデータ

韓国知識財産処 (2025. 12. 22.)

- 韓国知識財産処、「2025 年商標ビッグデータ学術会議」開催 (12 月 22 日)
- AI 時代における企業の商標トレンド変化と未来戦略 -

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン処長) が主催し、韓国知識財産研究院 (チェ・ギュワン院長) が主管する「2025 年商標ビッグデータ学術会議」が 12 月 22 日月曜日の 10 時 30 分、エルタワーのゴールドホール (ソウル市瑞草区) で開催される。

学術会議は「人工知能 (AI) 時代における企業の商標トレンド変化と未来戦略」というテーマで行われる。キム・ヨンソン知識財産処長、チェ・ギュワン韓国知識財産研究院長、イエ・ボムス韓国知識財産協会長、チョ・ジュンヒ韓国 AI・ソフトウェア産業協会長、キム・ミョンジンメインビズ (経営革新中小企業) 協会長、ミン・ギョンファン LG 生活健康常務をはじめ、商標ビッグデータ分析に关心を持つ産業界・学界関係者など 110 名余りが参加する。

特に、デジタル経済への転換に向けてビッグデータにかかる政策支援に注力している国会の産業通商資源中小ベンチャー企業委員会のクォン・ヒヤンヨプ国会議員（共に民主党）の祝辞もある予定だ。

学術会議では▲AIにかかるコンテンツメディア及び応用分野、▲ベーカリー分野、▲地域特産品分野などの成長産業・注目分野に関する分析結果を共有する。

*成長産業・注目分野に関する分析結果は別途添付

▲AI環境における企業ブランドの管理（ミン・ギョンファン LG生活健康常務）、▲企業の商標分析にかかる活用方案（イ・ソンジュソウル大学教授）、▲AI分野の商標出願動向から見る企業経営の流れ（イ・ビヨンヒ特許法人ダウル代表弁理士）、▲地域経済活性化に向けた特産品ブランド戦略（チョン・スヒ徳成女子大学教授）に対する発表も行われ、YouTubeでも生配信される。

〈知的財産処、2023年商標ビッグデータ分析事業を開始し企業等に提供〉

知的財産処はこれまで特許ビッグデータ分析を通して技術変化と研究開発の流れを把握してきたが、産業全体の動きをより立体的に捉えられるよう2023年から商標ビッグデータ分析事業を開始した。

2024年5月には、ここ10年間（2015～2024年）の出願商標件数である約230万件を基に、産業別商標出願の動向、主要・コア産業の変化、商標出願と景気変動との関係、出願者別多出願産業の現状などの分析結果を企業などが利用できるよう提供した。

今後、知識財産処は商標ビッグデータ分析事業を通してAIなど先端技術産業の最新動向を把握すると同時に、地域の特色と物語を込めた地域ブランドのグローバルK-ブランド化に向けた戦略的分析も実施する予定だ。

これにより、先端技術産業における企業家だけでなく、地域の小規模事業者や青年起業家などが商標という資産を基に、より広い市場に挑戦できるよう後押しし、国民全体が成長する「眞の成長」を実現するため、様々な政策的支援体制を整えていく計画だ。

キム・ヨンソン韓国知識財産処長は「今や過去の経験や直観だけでは未来市場の変化を測りかねる時代となった。商標ビッグデータ分析を通して企業がリアルタイムで戦略を見直し、市場の流れを感知できるようになるだろう」とし、「商標ビッグデータが韓国経済

の産業戦略と持続可能な成長戦略を支える基盤として活用されることを願う」と述べた。

4-2 デザイン・ブランドで活力を加えた北水原市場での現場コミュニケーション

韓国知識財産処 (2025.12.22.)

- 韓国知識財産処、北水原市場を訪問し小規模事業者向け知的財産懇談会を開催 (12月22日) -

【関連国政課題】61. 再び立ち上がる小規模事業者、活気あふれる商店街

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン処長) は12月22日月曜日の14時20分、北水原市場 (ブクスウォンシジャン、京畿道水原市) を訪問し、小規模事業者向けの知的財産懇談会を開催する。この日、現場には北水原市場の商人会と関係者が同席し、共同ブランドの導入後に現れた商店街の肯定的な変化を共有するとともに、今後の課題に対して議論する。

北水原市場は2024年、知識財産処が主催する商店街の共同ブランド開発支援を受け、商店街の特色を活かした共同ブランドとキャラクターを開発し、看板・包装材・販促物などに適用して老朽化したイメージを改善している。

商店街の共同ブランド開発事業は、商店街の商人が直接参加することで商店街固有の歴史と物語を込めたブランドとキャラクターを作り、これを商標・デザイン権として確保できるよう支援する民生向け事業である。知識財産処は毎年複数の商店街*を選定し、ブランド開発、権利化、グッズ制作などをパッケージで支援することで、商店街の競争力と持続可能性を高めることを目指している。

* (2024年)20商店街 → (2025年)24商店街 → (2026年目標)34商店街

今回の北水原市場訪問は、国政課題61番「再び立ち上がる小規模事業者、活気あふれる商店街」の円滑な推進に向け、現場の課題に直接向き合い、政策見直しの必要性を確認するため計画された。知識財産処は、物価・金利・賃料などで困っている商店街の商人が、ブランド競争力と知的財産を基に復活できるよう、現場の声を反映した合わせ型支援と行政における積極的な取り組みを続く方針だ。

シム・ウヒヨン商人会長は「ブランド統一をきっかけに商店街の認知度が高まり、オンライン・オフラインマーケティングの基盤が整うなど、商店街が再び訪れたい場所へと変化している」とし「こうした前向きな変化が途絶えないよう、知識財産処の継続的な関心を願う」と述べた。

キム・ヨンソン韓国知識財産処長は「商店街が持つ固有の魅力に知的財産を加えることで、商店街が再び立ち上がる力が増す」とし、「民生に力となる商店街の共同ブランド事業を揺るぎなく推進し、現場で提起された課題は迅速に改善する」と明らかにした。

4-3 韓国知識財産処、AIを基盤にした審査支援システムの高度化を推進

韓国知識財産処 (2025.12.23.)

- 新たなAI画像検索ツール、審査はより迅速かつ正確に -
- AIを活用した特許検索、検索技術範囲の拡大及び性能改善を推進 -

韓国知識財産処（キム・ヨンソン所長）は12月23日火曜日から、デザイン審査の効率性向上に向けて「人工知能（AI）デザイン検索」システムを高度化して提供すると発表した。

このシステムは最新のAI画像検索モデルを採用し、約52万件の新規学習データを応用したモデルを最適化して検索精度を高めた。AIを活用した検索システムを通して、検索可能なデータも増やして提供する。

来月には「AIを基盤にした特許文章の検索システム」の試験サービスも開始する。約70万件の学習データに基づいたAIアルゴリズムを学習させ、従来の文献中心だった検索に加え、類似文章や段落まで見つける方式で検索精度を高めた。これによって、審査官がより包括的かつ正確に先行技術を検索できると期待される。今回構築された先行技術であるAI学習データは、民間でも活用できるよう今後公開する予定である。

来年は特許文章の検索システムで検索可能な技術範囲を拡大し、AI言語モデルを活用して商標画像の説明文を生成・自動分類する商標分類の研究も進める予定だ。さらにAI言語モデルを既存の特許審査システムと連携させたエージェント型AI（Agentic AI）サービスの研究を通して、審査全般を支援する方針である。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「限られた審査人員と急増する文献量により、審査官の業務負担が増大し審査処理が遅延する問題がある」とし、「AIを知的財産の行政システムに導入し、迅速かつ正確な審査を支援することで、創造的なアイデアを早期に権利化し技術の商用化を促進できるよう積極的に支援する」と述べた。

4-4 韓流観光時代、観光商標の迅速な権利化を支援！

韓国知識財産処 (2025.12.23.)

- 韓国知識財産処、「韓流観光商標審査課」新設（2025年12月23日） -
- 宿泊業・飲食サービス業における商標審査における待ち期間の短縮及び迅速な権利確保を支援 -

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）は12月23日火曜日から「韓流観光商標審査課」を新設し運営する。韓流観光商標審査課は商標出願のうち、レストラン、カフェ、パン屋、ホテル、ペンションなどサービス業の審査を担当することになる。

K-フード、K-ステイなど韓流が拡散する中で、2025年の外国人観光客は過去最多*を更新すると予想される。また観光業界の企業数も増加傾向**にあり、韓国の観光産業は着実な成長が見込まれる。

* 2024年16,369,629人→2025年1月～10月15,821,331人（韓国観光公社）

** 観光業界の企業数（韓国文化観光研究院、2025年7月）：23,667社（2023年第3四半期）→24,664社（2024年第3四半期）

商標権の確保は、トレンド変化が非常に速い観光産業において安定的なビジネスを成り立たせる必須要素である。韓流によって刺激された宿泊業・飲食サービス業など観光産業の成長を支援し、国家戦略産業としての発展を後押しするためには、迅速な権利化が何よりも急務である。

* 宿泊業・飲食サービス業の出願における個人・小規模事業者の割合：71.4%（2024年）

現在、商標を出願して権利を取得するには1年以上の期間を要する。韓流観光商標審査課は専任者7名を配置し、観光産業における企業・小規模事業者はより短期間で商標権が確保できると期待される。

韓国知識財産処のイ・チュンム商標デザイン審査局長は「韓流が単なるグローバル文化現象を超える、大韓民国観光産業の新たな成長エンジンとして機能している」とし、「知識財産処は観光産業だけでなく、全ての出願人が迅速に商標権を確保できるよう一層努力していく」と明らかにした。

その他一般

5-1 量子コンピューティング実装技術の急成長、本格化する産業応用の兆し

韓国知識財産処（2025.12.22.）

- 量子コンピューティング実装技術が特許や基礎・基盤技術に比べ3倍速成長 -

- 米中二極体制の下、韓国は年平均成長率 3 位を記録 -

量子コンピューティング 量子ビット（キュービット）の特性である量子重ね合わせ・量子もつれを活用し、従来のコンピュータが処理しにくい複雑な問題を並列化して計算する次世代コンピューティング技術である。

量子コンピューティング主要用語	詳細説明
量子ビット（キュービット、Qubit）	量子コンピュータの演算を実行する最小単位。重ね合わせともつれにより同時に複数の状態を取ることができ、並列計算の計算能力が非常に優秀
重ね合わせ（Superposition）	0 と 1 が同時に存在する状態で、量子コンピュータは複数の計算を同時に処理できるため性能が飛躍的に向上
もつれ（Entanglement）	複数の量子ビットがどれだけ離れていても、互いに密接に結びついている特性。これにより量子コンピューティングは複数の量子ビットが一つのシステムのように動作し、情報伝達と計算効率を最大化

産業革新 現在、量子コンピューティングは要素技術（量子ビット構造・量子ゲート設計など）を基に、ハードウェア（超伝導・光子・イオントラップ型 QPU）、ソフトウェア（量子アルゴリズム・コンパイラ・シミュレータ）、サービス（クラウド・AI 融合など）分野へと拡大している。これらの技術は、新薬開発、金融シミュレーション、最適化、情報セキュリティなど様々な産業に革新的な転換をもたらすと期待される。

ここ 10 年間（2014～2023 年）の量子コンピューティング技術開発は、基礎・基盤技術からハードウェア・ソフトウェア・サービスなど産業現場に応用するための実装技術へと急速に転換していることが明らかになった。韓国はここ 10 年間の量子コンピューティング特許出願の年平均増加率で世界 3 位（58.5%）を占めた。

〈2014 年 76 件から 2023 年 1,644 件へ出願急増、年平均 40.7% の高い成長率〉

知識財産処（キム・ヨンソン処長）の分析によると、最近 10 年間（2014～2023 年）、主要国（IP5：韓国、米国、中国、日本、欧州）に出願された量子コンピューティング特許出願は総計 9,162 件と集計され、2014 年 76 件から 2023 年 1,644 件へと増加し、年平均

40.7%の成長率を示した。

〈実装技術特許の急増、年平均 86.0%（2015 年 7 件→2023 年 1,001 件）成長〉

量子コンピューティング特許出願全体において、実装技術（ハードウェア・ソフトウェア・サービス）は 2015 年 7 件から 2023 年 1,001 件へと急増し、年平均 86.0%の成長率を記録した一方、基礎・基盤技術は 2014 年 76 件から 2023 年 643 件へ、年平均 26.8%の成長率に留まり、実装技術の成長ペースが基礎・基盤技術の 3 倍以上速い水準であることが明らかになった。これは量子コンピューティング技術がもはや基礎研究の段階にとどまらず、ハードウェア具現、ソフトウェア制御、サービス化など産業応用の可能性が拡大していることを示唆している。

〈米中二極体制の下、韓国は年平均増加率 3 位を記録〉

各国の出願状況を見ると、米国が 4,187 件（45.7%）で最も高い割合を占め、中国 2,279 件（24.9%）、欧州 1,127 件（12.3%）、日本 656 件（7.2%）、カナダ 277 件（3.0%）、韓国 248 件（2.7%）、イスラエル 140 件（1.5%）、オーストラリア 95 件（1.0%）が続いた。

特に米国と中国が全体の出願の約 70%以上を占め、技術霸権競争を促しており、両国は基礎・基盤研究だけでなくハードウェア・ソフトウェア分野における実装技術の出願を集中的に拡大している。韓国の出願割合はまだ低いものの、中国（123.7%）、イスラエル（109.1%）に次ぐ年平均増加率 3 位（58.5%）を記録し、ハードウェア・ソフトウェアに重点を置いた実装技術の出願が着実に増加しており、産業化の初期段階にあたる成長期に入ったと評価される。

〈IBM・Google が首位を走る中、中国企業の急成長と新興企業の拡大で競争構造が多様化〉

主な出願者の動向を見ると、グローバルリーディングカンパニーを中心に特許競争が激化している。2014 から 2023 年の間、IBM（1,120 件）・Google（680 件）が 1 位と 2 位を占め、量子コンピューティング分野の絶対強者として君臨している。この次を、オリジン・クアンタム（605 件）、マイクロソフト（404 件）、バイドゥ（373 件）、イオンキュー（227 件）、富士通（184 件）、テンセント（177 件）、ディーウェイブ（175 件）、IQM フィンランド（126 件）が続いた。

特にオリジン・クアンタム（131.8%）・バイドゥ（108.4%）・テンセント（91.7%）など中

国系企業が90%以上に及ぶ特許出願の増加率を記録したことで急増しており、イオンキューラー・IQM フィンランドなどの新興企業は、独自のハードウェアプラットフォームや顧客合わせ型アーキテクチャ設計など差別化した技術戦略を講じることで国際市場での影響力を拡大している。こうした結果は、量子コンピューティングにおける技術競争が国際IT大手企業に加え、起業初期段階にある企業や新興企業にまで拡散していることを示す指標であり、テクノロジー・エコシステムの多様化と産業化の基盤が急速に拡大していることを指す。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「米中を中心に世界的に量子技術覇権競争が激化する中、韓国企業が量子産業の成長期において主導権を握るために、研究開発と特許確保を連携した戦略的アプローチが重要だ」と述べ、「知識財産処は量子コンピューティングを含む先端技術産業かつ新産業分野における特許動向を綿密に検討し、韓国企業が国際市場において競争力を高められるよう、知的財産を基盤にした技術革新への支援を積極的に推進する計画」と付け加えた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム